

□ 衛生センター基幹的設備改良工事の入札説明書類に係る質問に対する回答

令和8年7月6日

N o	頁	資料名	項目	質疑内容	回答
1	5	発注仕様書 (案)	第1章 第2節 第5項 2(1)	工事に必要な電力を本項のとおり受注者負担で使用する場合、取 合い箇所を高圧受変電盤として容量を施設稼働に支障が無い範囲 としてもよろしいでしょうか。	発注仕様書(案)に記載のとおりとします。電力料金の支払い等の詳細 については本組合との協議のうえ決定します。
2	6	発注仕様書 (案)	第1章 第3節 第2項	監理技術者の専任配置について、設計期間(工場製作期間)と工 事期間で監理技術者を変更する。いわゆるリレー方式は可能で しょうか。	可とします。ただし、工事期間に専任配置する監理技術者は設計協議時 から打合せに出席してください。
3	10	発注仕様書 (案)	第1章 第3節 第15項	重油タンク撤去等で工程等に影響を及ぼす地下障害物が確認され た場合には設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	明らかに工程に影響を及ぼすと本組合が判断する地下障害物が確認され た場合には協議の対象とします。
4	11	発注仕様書 (案)	第1章 第5節 試運転	部分引渡し試験の時期については、各年度末の出来高検査と考 えてよろしいでしょうか。	部分引渡し試験は年度末に限らず、受注者の申請及び協議により、随時 可能とする予定です。
5	12	発注仕様書 (案)	第1章 第5節 第3項 2	「第1章第10節 正式引渡し」に『工事期間中に施工し、稼働さ せる設備機器等については、当該工事完了後、部分引渡し試験を 受けるものとする』とありますが、設備等の工事施工・稼働から 部分引渡しの間の定格運転に関わる費用は貴組合の負担と考えて よろしいでしょうか。	設備等の工事施工・稼働後、受注者の申請及び協議により、部分引渡し 試験を行い、合格した機器は年度途中においても本組合が引渡しを受け ますので、設備等の工事施工・稼働から部分引渡しの間の定格運転に関 わる費用について、電力費以外は受注者が負担してください。 詳細については協議によるものとします。
6	12	発注仕様書 (案)	第1章 第5節 第3項 4	「新設薬品タンク及び更新した薬品タンクは・・・受注者負担に おいて満杯とする」とありますが、ポリマ(粉体)に関しては、 必要量の7日分を納入するという認識でよろしいでしょうか。	1ヶ月分の見込み使用量を納入するものとします。詳細については本組 合との協議のうえ決定します。
7	14	発注仕様書 (案)	第1章 第6節 第2項 3(1)	脱臭設備(脱臭ファン【高中濃度、低濃度】、薬液洗浄塔、活性 炭吸着塔【高中濃度、低濃度】)は本工事対象外と理解しており ますが、性能試験に係る臭気測定が仕様に含まれているため、最 終年度の性能試験実施前には、正常に稼働し活性炭の交換等が実 施されているものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

N o	頁	資料名	項目	質疑内容	回答
8	14	発注仕様書 (案)	第1章 第6節 第2項 3 (3)	暗騒音など外的要因による超過は、受注者の責とらないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	19	発注仕様書 (案)	第1章 第9節 第2項	「8 その他指示する図書」として、現状想定されているものをご教示願います。	現状想定している図書はありません。
10	22	発注仕様書 (案)	第1章 第11節 第4項	別添資料（図面）の全体配置図の東側の空き地部分も利用できるものと考えてよろしいでしょうか。 空き地の利用について範囲や時期に制約があればご教示お願い致します。	No.27を参照してください。
11	29	発注仕様書 (案)	第2章 第1節 第9項 3	混和槽、凝集槽および凝集沈殿槽を省略し、硝化槽にポリ鉄を注入して沈殿槽で凝集分離を行う計画を提案します。 詳細は添付資料「提案箇所まとめ」をご参照願います。	提案を可としますが、採用については見積図書にて判断します。 入札参加資格があると通知を受けた場合には、発注仕様書（案）に沿った計画と貴社提案計画のメリット・デメリット等を説明した資料を見積図書と共に提出してください。
12	30	発注仕様書 (案)	第2章 第1節 第10項 4	前脱水設備の性能試験までは、工事に伴う仮設脱水運転や運転調整などがあるため、当該期間の脱水汚泥の含水率は既設設備と同程度とさせていただきます。	可とします。
13	31	発注仕様書 (案)	第2章 第1節 第11項	改良工事前の対象の処理量や薬品使用量として、令和7年度の実績データ（月報、年報）を頂くことは可能でしょうか。	令和7年度の月報・年報データを提供します。
14	32	発注仕様書 (案)	第3章 第1節 6	撤去範囲は別添資料（図面）のフローシート及び別添資料（設備機器リスト）で「撤去」として示された範囲を基本として、別に本工事で支障となる箇所を撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	37	発注仕様書 (案)	第3章 第3節 第1項 9	「本工事完了後も使用する既設配管については状況を調査し、報告書を本組合へ提出する」とありますが、調査方法は目視点検による状況確認およびその結果を報告することによろしいでしょうか。	調査方法について、基本的には目視点検としますが、工事施工において内部が確認できる部分については確認できる範囲で配管内部の状況についても確認するものとします。
16	39	発注仕様書 (案)	第3章 第3節 第3項 3	ご提示の負荷量や変動を考慮し処理が行えることを前提として、脱窒素槽・硝化槽（特に硝化槽）の水槽容量を縮小することを提案します。 また脱窒素槽の攪拌についても、ブロウによる空気攪拌ではなく水中攪拌機による機械攪拌を提案します。詳細は添付資料「提案箇所まとめ」をご参照願います。	提案を可としますが、採用については見積図書にて判断します。 入札参加資格があると通知を受けた場合には、発注仕様書（案）に沿った計画と貴社提案計画のメリット・デメリット等を説明した資料を見積図書と共に提出してください。

N o	頁	資料名	項目	質疑内容	回答
17	54	発注仕様書 (案)	第3章 第4節	既設利用を行う場合の対応は、発注仕様書(案) P.37の第3章第3節第1項 9のとおりと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	54	発注仕様書 (案)	第3章 第4節 第1項 2	配管サポートのうち、既設利用が可能なものについて流用する計画としてよろしいでしょうか。	可としますが、腐食している配管サポートについては更新するものとします。
19	54	発注仕様書 (案)	第3章 第4節 第1項 3(2)	防露処理の仕様は、発注仕様書(案) P.22 の第1章第11節第1項 関係法令の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」に基づき決定するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	56	発注仕様書 (案)	第3章 第4節 第4項 2(1)	設備機器の更新又は新設に伴う接続配管および設備機器廻り配管、ダクトの更新範囲は、ルート変更部分、更新機器の装置周り、水槽及びタンク周りの吸込及び吐出の第1バルブ接続部までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	57	発注仕様書 (案)	第3章 第5節 第1項 3	「高圧受電設備に不具合が発生する恐れがある場合」とは、各設備更新に際して必要となる電気部品等と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	62	発注仕様書 (案)	第4章 第1節 第1項	換気設備の更新に関して、本改修により既設換気設備の能力を超える換気量が必要となる場合に限り、換気設備の更新を行うという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	65	発注仕様書 (案)	第4章 第2節 第1項 3	地下浸水対策工事の対象箇所は、別添資料(図面)の図番5で「施設強靱化対策」として示された、階段室A,B,Cの出入口とマシンハッチの計4カ所の理解でよろしいでしょうか。	階段室A,B,Cの出入口とマシンハッチの計4カ所が地下浸水時の主な流入箇所となりますが、地下浸水対策としてその他に対策が必要な箇所があれば受注者の負担で対策を実施してください。
24	63	発注仕様書 (案)	第4章 第2節 第1項 1	「1 壁・床補修工事」とありますが、壁は、工事箇所の仕舞や部分補修程度と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 乾燥焼却設備撤去にて内壁塗装を傷つけた場所については補修塗装をしてください。
25	66	発注仕様書 (案)	第5章 第4節	本節以外の仮設設備についても、運転に必要な電力費や薬品費は、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	脱水汚泥仮設貯留・搬出設備について、既設脱臭設備に使用している薬品以外の薬品(消臭剤等)を使用する場合は受注者の負担とします。 その他、仮設設備が必要となる場合については本組合との協議のうえ決定します。

N o	頁	資料名	項目	質疑内容	回答
26	67	発注仕様書 (案)	第 6 章 第 1 節	現在、中東情勢の影響により資機材の供給状況が不透明となっており、受注者の責によらない納期遅延が生じる可能性があります。このような不可抗力的要因により、仕様書に定める施工条件を満足した工程の確保が困難となる場合には、工期延長等について協議をお願いします。	不可抗力であり、受注者の責任によらない事情による工期延長等に関しては協議するものとします。
27	67	発注仕様書 (案)	第 6 章 第 1 節	ツル飛来時期における工事規制について、以下の内容をご教示ください。 ・制限対象となる作業内容（重機種別 等） ・「大型クレーン」の（例：吊能力〇t 以上 等）	特別保護区ではない衛生センター敷地内の工事であれば、法律上の制限はありませんが、ツルに影響のないように配慮することが求められます。ツル飛来時期の工事内容、仮設事務所の設置計画等が分かり次第、環境省へ報告し、工事規制や申請の必要性を確認します。
28	68	発注仕様書 (案)	第 6 章 第 5 節 6	作業計画のため、既存焼却施設のダイオキシンに関わる作業環境測定や灰の分析結果の提示をお願いします。	測定結果を提供します。
29	69	発注仕様書 (案)	第 6 章 第 7 節 第 1 項 4	蛍光灯の安定器など水銀含有箇所の調査結果または想定箇所をご教示願います。 また、ご提示の箇所以外から含有物が存在した場合の対応に関わる費用等は協議と考えてよろしいでしょうか。	水銀に関する調査は行っていません。 想定される撤去機器は、乾燥焼却設備に設置されている水銀灯、蛍光灯ランプとなります。その他の撤去機器で、水銀含有が確認された場合の処置は協議によるものとします。
30	69	発注仕様書 (案)	第 6 章 第 7 節 第 1 項 5	PCB使用電気機器等の調査結果または想定箇所に加えて、想定される対応内容をご教示願います。 また、ご提示の箇所以外に存在した場合の対応に関わる費用等は協議と考えてよろしいでしょうか。	今回、PCB含有機器の撤去は想定していませんが、撤去した機器の中にPCB含有の可能性があるかと判断した機器については受注者がPCBの有無を確認してください。PCBを含むことが判明した撤去機器については、本組合が指定する保管場所へ運搬するものとします。
31	72	発注仕様書 (案)	第 6 章 第 7 節 第 3 項	フロン含有箇所の調査結果または想定箇所をご教示願います。 また、ご提示の箇所以外に存在した場合の対応に関わる費用等は協議と考えてよろしいでしょうか。	今回、フロンガスが使用されている機器の撤去は想定していません。フロンガスが使用されている機器を撤去することになった場合の取扱いとは本組合との協議のうえ決定します。
32	74	発注仕様書 (案)	第 7 章 第 5 節 第 1 項	消耗品を納入した設備機器の契約不適合責任は、引渡し後に発注者によりメーカー推奨の交換周期等に基づく計画的な交換・整備が実施されることを前提としたものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

令和 7 年 度 運 転 実 績

北薩広域 衛生センター管理係

項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計	月平均	日平均
運 転 日 数 (日)		22	20	21	24	20	21	22	18	21	19	19	21	248.0	20.7	-
受 入 日 数 (日)		21	20	21	22	20	20	22	18	21	19	18	21	243.0	20.3	-
電 力 使 用 量 (KWh)		112,180	113,180	111,720	121,660	115,240	109,470	113,230	102,660	110,400	110,040	104,350	112,940	1,337,070.0	111,422.5	3,663.21
し 尿 受 入 量 (m³)		525.48	536.16	528.89	576.88	512.28	484.72	554.70	471.35	615.12	465.14	466.59	518.47	6,255.78	521.32	17.14
浄化槽汚泥受入量(m³)		3,070.12	2,710.46	2,916.60	2,917.41	2,466.82	2,743.36	3,074.54	2,277.31	2,677.12	2,587.52	2,685.60	3,067.93	33,194.79	2,766.23	90.94
受 入 量 合 計 (m³)		3,595.60	3,246.62	3,445.49	3,494.29	2,979.10	3,228.08	3,629.24	2,748.66	3,292.24	3,052.66	3,152.19	3,586.40	39,450.57	3,287.55	108.08
処 理 量 (m³)		3,932.10	3,374.10	3,645.00	3,860.60	3,118.40	3,409.50	3,932.00	2,987.50	3,535.50	3,399.2	3,451.2	3,903.4	42,548.5	3,545.7	116.57
希 釈 水 量 (m³)		2,386.8	1,732.0	2,123.2	2,744.2	1,655.5	3,686.9	2,706.6	2,485.2	2,445.2	1,913.3	1,989.8	1,737.4	27,606.1	2,300.5	75.63
放 流 水 量 (m³)		7,407.8	6,451.3	6,895.0	7,737.9	5,969.0	7,726.3	7,436.3	6,085.7	6,924.9	6,291.1	6,230.2	6,897.0	82,052.5	6,837.7	224.80
余 剰 汚 泥 流 量 (m³)		2,258.4	1,981.5	2,098.6	2,265.7	1,795.2	1,612.8	2,210.7	1,417.3	2,042.4	1,905.5	1,888.2	2,095.4	23,571.7	1,964.3	64.58
凝集沈殿汚泥流量(m³)		1,294.8	1,001.9	1,199.8	1,194.1	1,151.6	1,059.7	1,288.3	864.4	1,158.7	902.5	1,045.0	1,038.3	13,199.1	1,099.9	36.16
薬 品 類 使 用 量	消 泡 剤 (ℓ)	11	11	11	11	12	12	12	8	8	8	8	8	120.0	10.0	0.33
	メタノール (ℓ)	1,900	1,800	1,900	1,800	2,600	2,000	2,600	2,100	2,400	1,900	1,600	2,300	24,900.0	2,075.0	68.22
	硫酸ハ`ント(ℓ)	2,500	2,400	2,100	2,600	2,200	2,600	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	2,400	28,200.0	2,350.0	77.26
	苛性ソーダ` (ℓ)	400	500	400	500	400	400	500	400	400	400	400	400	5,100.0	425.0	13.97
	次亜塩素酸ソーダ(ℓ)	400	400	400	400	400	400	500	400	400	400	400	500	5,000.0	416.7	13.70
	硫 酸 (ℓ)	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.0	5.0	0.4	0.01
	ポリマー (kg)	15	15	15	15	15	15	15	15	0	15	15	15	165.0	13.8	0.45
	カチオン (m³)	72.99	83.10	74.96	74.16	54.01	41.85	69.35	33.80	53.24	52.46	35.03	47.55	692.50	57.71	1.90
	アニオン (m³)	11.49	12.46	11.95	16.09	10.57	6.95	13.56	6.57	9.05	10.58	8.17	12.71	130.15	10.85	0.36
焼却施設運転時間(H)		94.2	101.4	79.7	84.0	62.2	36.1	92.9	48.2	71.0	82.2	67.3	77.0	896.2	74.7	2.46
重 油 使 用 量 (ℓ)		10,602	11,293	8,210	9,080	7,247	4,336	10,575	6,018	8,706	10,892	8,960	10,266	106,185.0	8,848.8	290.92
供 給 汚 泥 量 (m³)		698.3	712.6	621.5	619.6	452.8	330.9	610.8	313.2	529.9	625.0	447.2	611.5	6,573.3	547.8	18.01
汚 泥 焼 却 量 (kg)		130,683	140,892	109,822	114,736	79,012	50,381	134,619	69,582	104,926	118,859	91,550	103,128	1,248,190.0	104,015.8	3,419.70
汚泥肥料搬出量(kg)		860	3,140	440	870	2,420	890	1,430	7,040	360	6,430	0	6,020	29,900.0	2,491.7	81.92
揚 砂 物 量 (kg)		370	310	520	420	320	390	780	330	480	310	360	350	4,940.0	411.7	13.53

(ダイオキシン)

令和7年7月22日
報告書(証明書)番号 作2025-0349

保存30年

ダイオキシン類作業環境測定結果報告書(証明書)

北薩広域行政事務組合
理事長 椎木 伸一 様

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

①名称	株式会社 鹿児島環境測定分析センター		②代表者職氏名	代表取締役社長 東 正樹	
③所在地(TEL・FAX)	鹿児島市谷山港2丁目5番地11 TEL 099-201-4177・FAX 099-201-4178				
④登録番号	46-2	⑤統一精度管理の参加	(第17回総合精度管理事業参加)		
⑥連絡担当作業環境測定士氏名	前原 和幸	⑦登録に係る指定作業場の種類	第 ① 2 ③ ④ ⑤		

測定を委託した事業場等

⑧名称	北薩広域行政事務組合 衛生センター				
⑨所在地(TEL・FAX)	鹿児島県出水市高尾野町下水流3861番地 TEL 0996-82-1070 ・FAX 0996-82-1073				

記

- 測定を実施した単位作業場所の名称: 焼却炉室
- 測定した物質の名称及び管理すべき濃度: ダイオキシン類(2.5 pg-TEQ/m³)
- 測定年月日: 令和7年7月9日
- 測定結果

A測定結果(幾何平均値)	0.040	(pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域
B測定値	0.038	(pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域

管理区域(作業環境管理の状態)	第 1 管 理 区 域
-----------------	-------------

5.当該単位作業場所における管理区域等の推移(過去4回)

測定年月日	R5 年 07 月	R6 年 01 月	R6 年 07 月	R7 年 01 月 (前回)
A測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
B測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
管理区域	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3

(ダイオキシン)

令和7年7月22日
報告書(証明書)番号 作2025-0348

保存30年

ダイオキシン類作業環境測定結果報告書(証明書)

北薩広域行政事務組合
理事長 椎木 伸一 様

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

①名称	株式会社 鹿児島環境測定分析センター	②代表者職氏名	代表取締役社長 東 正樹
③所在地(TEL・FAX)	鹿児島市谷山港2丁目5番地11 TEL 099-201-4177・FAX 099-201-4178		
④登録番号	46-2	⑤統一精度管理の参加	(第17回総合精度管理事業参加)
⑥連絡担当作業環境測定士氏名	前原 和幸	⑦登録に係る指定作業場の種類	第 ① 2 ③ ④ ⑤

測定を委託した事業場等

⑧名称	北薩広域行政事務組合 衛生センター
⑨所在地(TEL・FAX)	鹿児島県出水市高尾野町下水流3861番地 TEL 0996-82-1070 ・FAX 0996-82-1073

記

- 測定を実施した単位作業場所の名称: ホッパー室
- 測定した物質の名称及び管理すべき濃度: ダイオキシン類(2.5 pg-TEQ/m³)
- 測定年月日: 令和7年7月9日
- 測定結果

A測定結果(幾何平均値)	0.109 (pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域
B測定値	1.4 (pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域

管理区域(作業環境管理の状態)	第 1 管 理 区 域
-----------------	-------------

5.当該単位作業場所における管理区域等の推移(過去4回)

測定年月日	R5 年 07 月	R6 年 01 月	R6 年 07 月	R7 年 01 月 (前回)
A測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
B測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
管理区域	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3

(ダイオキシン)

令和8年2月2日
報告書(証明書)番号 作2025-1373

保存30年

ダイオキシン類作業環境測定結果報告書(証明書)

北薩広域行政事務組合
理事長 椎木 伸一 様

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

①名称	株式会社 鹿児島環境測定分析センター	②代表者職氏名	代表取締役社長 東 正樹
③所在地(TEL・FAX)	鹿児島市谷山港2丁目5番地11 TEL 099-201-4177・FAX 099-201-4178		
④登録番号	46-2	⑤統一精度管理の参加	(第17回総合精度管理事業参加)
⑥連絡担当作業環境測定士氏名	前原 和幸	⑦登録に係る指定作業場の種類	第 ① 2 ③ ④ ⑤

測定を委託した事業場等

⑧名称	北薩広域行政事務組合 衛生センター
⑨所在地(TEL・FAX)	鹿児島県出水市高尾野町下水流3861番地 TEL 0996-82-1070 ・FAX 0996-82-1073

記

- 測定を実施した単位作業場所の名称: 焼却炉室
- 測定した物質の名称及び管理すべき濃度: ダイオキシン類(2.5 pg-TEQ/m³)
- 測定年月日: 令和8年1月15日

4.測定結果

A測定結果(幾何平均値)	0.039 (pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域
B測定値	0.046 (pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域

管理区域(作業環境管理の状態)	第 1 管理 区域
-----------------	-----------

5.当該単位作業場所における管理区域等の推移(過去4回)

測定年月日	R6 年 01 月	R6 年 07 月	R7 年 01 月	R7 年 07 月 (前回)
A測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
B測定結果	I II III	I II III	I II III	I II III
管理区域	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3	第1 第2 第3

(ダイオキシン)

令和8年2月2日
報告書(証明書)番号 作2025-1372

保存30年

ダイオキシン類作業環境測定結果報告書(証明書)

北薩広域行政事務組合
理事長 椎木 伸一 様

貴事業場より委託を受けた作業環境測定の結果は、下記及び別紙作業環境測定結果表に記載したとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

①名称	株式会社 鹿児島環境測定分析センター		②代表者職氏名	代表取締役社長 東 正樹 ㊞	
③所在地(TEL・FAX)	鹿児島市谷山港2丁目5番地11 TEL 099-201-4177・FAX 099-201-4178				
④登録番号	46-2	⑤統一精度管理の参加	(第17回総合精度管理事業参加)		
⑥連絡担当作業環境測定士氏名	前原 和幸	⑦登録に係る指定作業場の種類	第 ① 2 ③ ④ ⑤		

測定を委託した事業場等

⑧名称	北薩広域行政事務組合 衛生センター				
⑨所在地(TEL・FAX)	鹿児島県出水市高尾野町下水流3861番地 TEL 0996-82-1070 ・FAX 0996-82-1073				

記

- 測定を実施した単位作業場所の名称: ホッパー室
- 測定した物質の名称及び管理すべき濃度: ダイオキシン類(2.5 pg-TEQ/m³)
- 測定年月日: 令和8年1月15日

4.測定結果

A測定結果(幾何平均値)	0.10	(pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域
B測定値	1.8	(pg-TEQ/m ³)	第 1 管理 区域

管理区域(作業環境管理の状態)	第 1 管理 区域
-----------------	-----------

5.当該単位作業場所における管理区域等の推移(過去4回)

測定年月日	R6 年 01 月	R6 年 07 月	R7 年 01 月	R7 年 07 月 (前回)
A測定結果	☐ I ☐ II ☐ III	☐ I ☐ II ☐ III	☐ I ☐ II ☐ III	☐ I ☐ II ☐ III
B測定結果	☐ I ☐ II ☐ III	☐ I ☐ II ☐ III	☐ I ☐ II ☐ III	☐ I ☐ II ☐ III
管理区域	☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3	☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3	☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3	☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
 測定者の氏名 (株)鹿児島環境測定分析センター
 測定箇所 煙道測定孔

北薩広域行政事務組合 衛生センター
 し渣・汚泥焼却設備

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間～ 終了時間)	測定方法	平均	最大	備考 (基準値)
硫黄酸化物	排出ガス量	(m^3/h)	令和7年7月23日	JIS Z 8808	11000	-	8.5 (m^3/h)
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)	11:39～12:02	JIS K 0103	210	230	
	硫黄酸化物の量	(m^3/h)		JIS Z 8808 JIS K 0103	2.3	2.5	
ばいじん	C s	(g/m^3)	令和7年7月23日	JIS Z 8808	0.029	0.031	0.25 (g/m^3)
	C	(g/m^3)	12:05～12:48		0.062	0.066	
	酸素濃度	(%)		JIS K 0301	16.8		
カドミウム及びその化合物		(mg/m^3)					
塩素		(mg/m^3)					
塩化水素	C s	(mg/m^3)	令和7年7月23日	JIS K 0107	13	15	700 (mg/m^3)
	C	(mg/m^3)	11:39～12:02		27	32	
	酸素濃度	(%)		JIS K 0301	16.8		
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/m^3)					
鉛及びその化合物		(mg/m^3)					
窒素酸化物	C s	(容積比ppm)	令和7年7月23日	JIS K 0104	32	43	
	C	(容積比ppm)	12:00～13:00		68	92	
	酸素濃度	(%)		JIS K 0301	16.8		

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定の方法及び測定結果を記載すること。
- 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガス酸素濃度を記載すること。
- 5 規格 K 2 3 0 1、規格 K 2 5 4 1-1 から 2 5 4 1-7 まで若しくは規格 M 8 8 1 3 に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

ダイオキシン類測定結果報告書

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 殿

出水市野田町上名7918番地1
報告者 北薩広域行政事務組合
理事長 椎 木 伸 一

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻 ～ 終了時刻)	排出 ガス量 ($\text{m}^3/\text{日}$) (8時間)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$)	試料 採取者	分析者	備考
令和7年7月23日 11:36～15:36	88,000	16.8	屋上サンプリング口	し渣・汚泥焼却設備	令和7年8月22日	0.056	鹿児島県環境測定分析センター	鹿児島県テクノリサーチ	

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ($\text{pg-TEQ}/\text{L}$)	試料 採取者	分析者	備考
	名 称	排水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)						

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料種別	採取箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ($\text{ng-TEQ}/\text{g}$)	試料 採取者	分析者	備考
令和7年7月23日 13:15	焼却灰	ホッパ室灰ホッパ	し渣・汚泥焼却設備	令和7年8月22日	0	鹿児島県環境測定分析センター	鹿児島県テクノリサーチ	
令和7年7月23日 13:05	飛灰	飛灰シュート	し渣・汚泥焼却設備	令和7年8月22日	0	鹿児島県環境測定分析センター	鹿児島県テクノリサーチ	

- 備考
- 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とする事。
 - ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
 - 規則3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
 - 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
 - 表3の試料種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。
 - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。